

コンパクトシティに向けた取組と整合する介護施設等の整備の推進について(厚生労働省老健局)

- 全国介護保険・高齢者保健福祉担当会議(H28.3)において、コンパクトシティに向けた取組と整合する介護施設等の整備の推進について、都道府県等に周知。
- 地域医療介護総合確保基金(介護分)の運用において、都道府県・市町村が選定する介護施設の整備事業の優先的配慮項目に、コンパクトシティ形成に資する事業を追加(H28.7)。

人口減少や高齢化により拡散した低密度な市街地においては、今後、住民の生活を支える医療・福祉・商業等のサービスの提供や地域活力の維持が困難になるおそれがあることから、平成26年の都市再生特別措置法改正を受け、多くの市町村において、医療・福祉・商業等の生活サービス機能や居住の集約・誘導により持続可能なまちづくりを進めるためのコンパクトシティ形成に向けた取組が進められている。

国においては、まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成26年12月27日閣議決定)に基づき、関係省庁横断の「コンパクトシティ形成支援チーム」(関係省庁申合せにより平成27年3月設置)を通じて限られた資源の集中的・効率的な利用や効果の一層の発現を図るため、関係諸施策と整合的に取組が進められるよう市町村への支援を行っているところであり、地域包括ケアシステムの構築についても、コンパクトシティとの一体的推進を図るため、地方公共団体における関係部門間の連携促進、介護施設等の整備に当たっての配慮等に取り組むこととされたところである。(平成27年9月)

ついては、介護施設等の整備に関する事業に係る市町村計画等の事業選定にあたり、当該市町村が取り組むコンパクトシティ施策との整合への配慮について検討いただくよう、管内市町村への周知をお願いしたい。

(全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料より)

介護施設等の整備に関する事業

1～3 (略)

4 その他

介護施設等の整備に関する事業に係る都道府県計画及び市町村計画の事業の選定に当たっては、次のものを優先的に盛り込むよう配慮するものとする。

ア～カ(略)

キ 都市再生特別措置法を踏まえ、医療・福祉・商業等の生活サービス機能や居住の集約・誘導により持続可能なまちづくりを進めるためのコンパクトシティ形成に向けた取組に資するもの。

(地域医療介護総合確保基金管理運営要領より)

地域医療介護総合確保基金（介護施設等の整備に関する事業分）

令和7年度当初予算 252億円（252億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 地域包括ケアシステムの構築に向けて、今後急増する高齢単身世帯、夫婦のみ世帯、認知症高齢者等が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことを可能とするため、都道府県計画に基づき、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行うとともに、令和7年度においては、地域のニーズ等に即した事業の充実や、令和6年度が終期となっている事業の期限の撤廃を行う。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- ・ 基金を活用し、以下の事業を、都道府県計画を踏まえて実施。

【対象事業】 ※ 配分基礎単価の上限額の引き上げ

1. 地域密着型サービス施設等の整備への助成

- ① 可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域密着型サービス施設・事業所等の整備に対して支援。
※定員30人以上の広域型施設の整備費は平成18年度に一般財源化され、各都道府県が支援を実施。
- ② 対象施設を合築・併設を行う場合に、それぞれ補助単価の5%加算を実施。
- ③ 空き家を活用した地域密着型サービス施設・事業所等の整備について支援を実施。
- ④ 介護離職受け皿整備と老朽化した広域型施設の大規模修繕を同時に進めるため、介護離職ゼロ対象サービスを整備する際に、あわせて行う広域型特別養護老人ホーム等の大規模修繕・耐震化について支援を実施。【期限の撤廃】
- ⑤ 一定の条件の下で、災害レッドゾーン・災害イエローゾーンに立地する老朽化等した広域型介護施設の移転建替（災害イエローゾーンにおいては現地建替も含む。）にかかる整備費の支援を実施。
- ⑥ 移転用地の確保が困難な大都市において、老朽化した介護施設の改築・大規模修繕等を促進させるため、工事中に介護施設の利用者を受け入れる代替施設の整備を公有地において実施する場合の費用の支援を実施。
- ⑦ 地域の介護ニーズに応じて、地域密着型施設から広域型施設への転換による受け皿の拡大、2施設以上の施設の集約化・ダウンサイジング等（サービス転換含む）に取り組む施設整備費（大規模修繕含む）の支援を実施。※ 都市部においては、5%の加算を設定。
- ⑧ 2040年までに全国平均以上に高齢者が増加と予測される地域について、小規模な介護付きホームの対象地域を拡大（11箇所）する。

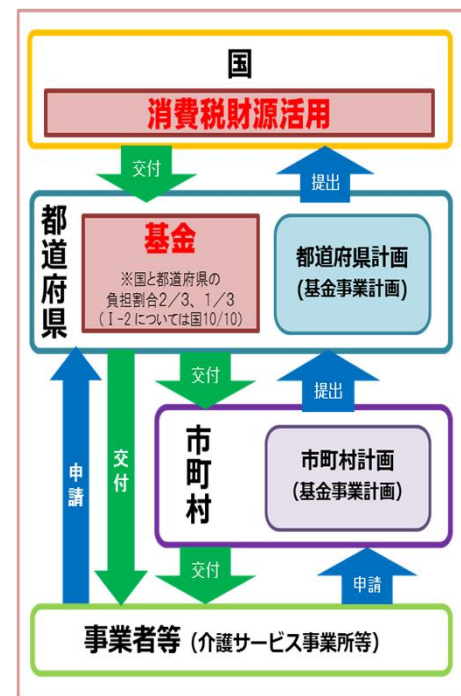
2. 介護施設の開設準備経費等への支援

- ① 特別養護老人ホーム等の円滑な開設のため、施設の開設準備に要する経費の支援を実施。
※定員30人以上の広域型施設を含む。
- ② 在宅での療養生活に伴う医療ニーズの増大に対応するため、訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に必要な設備費用等について支援を行う。
- ③ 土地取得が困難な地域での施設整備を支援するため、定期借地権（一定の条件の下、普通借地権）の設定のための一時金の支援を実施。
- ④ 介護施設で働く職員等を確保するため、施設内の保育施設の整備、介護職員用の宿舍の整備に対して支援を実施。

3. 特養多床室のプライバシー保護のための改修等による介護サービスの改善等

- ① 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室における多床室のプライバシー保護のための改修費用について支援を実施。
- ② 特別養護老人ホーム等のユニット化改修費用について支援を実施。
- ③ 施設の看取りに対応できる環境を整備するため、看取り・家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修費用について支援を実施。
- ④ 共生型サービス事業所の整備を推進するため、介護保険事業所において、障害児・者を受け入れるために必要な改修・設備について支援を実施。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行したことを踏まえ、新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業の補助率を縮小（2/3から1/3）する。

＜実施主体等＞



＜令和5年度交付実績＞38都道府県